介護予防短期入所生活介護事業所(三和荘)重要事項説明書

(R6.4)

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (長崎県指定 第 4271100853 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業 所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明しま す。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援 1,2」と認定された方が 対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇			
 1.事業者······	1		
2. 事業所の概要	1		
3. 職員の配置状	況3		
4 通常の送迎実	施地域3		
5. 当事業所が提	供するサービスと利用料金‥‥‥‥‥‥‥.4		
6. 利用者からの	苦情を処理するために講ずる措置の概要7		
7. 事故発生時の	対応8		
8. サービス提供	における事業者の義務8		

1. 事業者

- (1)法人名社会福祉法人みのり会(2)法人所在地長崎県長崎市十人町1-7(3)電話番号095-822-1092
- (4) 代表者氏名 理事長 天本俊太

2. 事業所の概要

- (1) **事業所の種類** 指定介護予防短期入所生活介護事業所
- (2)事業所の名称 介護予防短期入所生活介護事業所(三和荘)平成18年4月指定 長崎県4271100853号
- (3) 事業所の所在地 長崎県長崎市布巻町792番

(4) 電話番号 095-892-1001

(5)施設長(管理者) 加藤 勝

(6) 開設年月 平成8年4月1日

(7) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休		
受付時間	$9:00 \sim 18:00$		

(8) 利用定員 10名

(9) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。 (但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
	10室	
2 人部屋	3室	
4 人部屋	11室	
合 計	24室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	一般浴槽·特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(10) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

現在別途利用料金をご負担いただく施設・設備はありません。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

1. 施設長(管理者)	1名
2. 介護職員	16 名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	5名
5. 機能訓練指導員 (兼務)	1名
6. 医師(非常勤兼務)	1名
7. 管理栄養士	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月~金曜日 13:00 ~ 18:00
	標準的な時間帯における最低配置人員
	① 6:30 ~ 15:30 1名
	② 8:00 ~ 17:00 1名
2. 介護職員	③ 9:00 ~ 18:00 2名
	④ 10:30 ~ 19:30 1名
	⑤ 16:30 ~ 9:30 2名
 3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
3. 1 愛順具	日中 9:00 ~ 16:00 1名
4. 機能訓練指導員	毎日 14:00 ~ 16:00

4. 通常の送迎の実施地域

小ヶ倉中学校区・土井首中学校区・深堀中学校区・香焼中学校区 三和中学校区・青潮学園区

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。 当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割~7割が介護保険から給付されます。

くサービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則として います。

朝食:8:00~9:00 昼食:12:00~13:00 夕食:16:00~17:00

③入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

5機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

6健康管理

・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑧口腔ケア

・食後、口腔内の清潔を保ち疾患の予防に努めます。

9送迎

・利用者・・家族等の申請などから利用者宅と事業所との送迎を行います。

くサービス利用料金(1日あたり)>(契約書第7条参照)

次頁の料金表どおりになっています。

	要支援 1	要支援 2
従来型個室・多床室	451 単位	561 単位
処遇改善加算Ⅱ(個室、 多床室)	27 単位	34 単位
特定処遇改善加算Ⅱ(個 室、多床室)	10 単位	13 単位
介護職員等ベースアップ 等支援加算	7 単位	9 単位

* サービス提供体制強化加算Ⅱ

18 単位

* 療養食加算

8 単位/回

* 送迎加算・・ 片道につき

184 単位

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいった んお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険か ら払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う ために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額 を変更します。

* 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に 記載している負担限度額にします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【1日当たり/円】

	対象者	預貯金等の資産状況	区分	食費	多床室	個室
	生活保護受給者の方	単身:1,000万円以下	第1段階	300	0	320
市	老齢福祉年金受給者の方	夫婦: 2,000 万円以下	33 1 7276	000	· ·	020
市町村税非課税世帯全員が	前年度の合計所得金額+年金の収	単身:650万円以下	第2段階	600	370	420
非	入額が80万円以下の方	夫婦:1,650 万円以下	20 - 1214			
税	前年度の合計所得金額+年金の収	単身:550万円以下	第 3-①段階	1000	370	820
世帯	入額が80万円超120万円以下の方	夫婦:1,550 万円以下				
全	前年度の合計所得金額+年金の収	単身:500万円以下	第 3-②段階	1300	370	820
が	入額が 120 万円超の方	夫婦:1,550万円以下				
認定要件を満たさない方		第4段階	1, 445	855	1, 171	

<サービスの概要と利用料金>

- ① 食費 1,445円(朝343円 昼585円 夕517円)
 - ※急なキャンセルの場合、食費実費負担になります。
 - ※入所者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用 実費
- ② 理美容代 実費
- ③ 利用者の希望により、個別に外部のクリーニング店に取り継ぐ場合のクリーニング代 実費 ☆おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、介護予防短期入所終了後に計算し、ご請求しますので、窓口での現金支払いか振込となります。自動引き落としは20日になります。(土日祝日は翌銀行営業日です)

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	長崎友愛病院	野島歯科医院
所在地	長崎市蚊焼町2314番地1	長崎市鍛冶屋町7番52号
診療科	内科,外科,整形外科,皮膚科,眼科	歯科

- 6. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - 1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
- ① 事業所内に苦情・相談専用の窓口を設置するとともに、また、相談に訪問した利用者及びその 家族のプライバシーと秘密の保持の為、苦情・相談専用室を設ける。
- ② 苦情・相談の窓口担当者を選任し、当該担当者が苦情・相談に当たる。なお、窓口での解決が 困難な場合は下記事項2の体制及び苦情・相談の解決に当たる。
- ③ 苦情・相談窓口(連絡先) 介護予防短期入所生活介護事業所(三和荘) 電話 095-892-1001 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

サービス利用者から苦情・相談の申し立てがあった場合、次の体制並びに手順で処理する。

- ①始めに、苦情・相談の担当者が、利用者及びその家族からの苦情・相談を受け付けその内容を 充分に聴き内容を確認したうえで、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。
- ②窓口担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の 責任者と協議し解決する。
- ③②での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に第三者委員会及び長崎県運営適正化委員会 への申し立てができる旨を伝え速やかに当該事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとする。
 - ○苦情受付担当者 [生活相談員] 川上 憲一 ○苦情解決責任者 [施設長] 加 藤 勝 ○第三者委員

石橋 克明 〒852-8007 12095-862-0210 長崎市江の浦町 14-41

有浦 勲 〒854-0057 111.0957-23-6429 諫早市平山町 286 番地 11

太田尾 正 〒851-0402 161095-892-7893 長崎市晴海台町 12番地 5

社会福祉法人みのり会 〒850-0908 〒095-822-1092 長崎市十人町1番7号

3 行政機関その他苦情受付機関

長崎市福祉部介護保険課	〒850−8685	TEL 095-829-1163
	長崎市桜町2番22号	FAX 095-829-1250
三和地域センター	〒851-0498	TEL 095-892-1111
二和地域とングー	長崎市布巻町 111 番地 1	FAX 095-892-1187
香焼地域センター	〒85-0310	TEL 095-871-4112
省別地域とクター	長崎市香焼町 1070-4	FAX 095-871-4667
野母崎地域センター	〒851-0592	TEL 095-893-1114
野母崎地域ピング	長崎市野母町 1165 番地	1EL 095-095-1114
	〒850-0025	TEL 095-829-7293
国民健康保健団体連合会介護保健課	長崎市今博多町8番地2	122 000 020 1200
	長崎県国保会館内	FAX 095-826-1779
- E. 	〒852−8555	TEL 095-842-6410
長崎県運営適正委員会	長崎市茂里町3番24号	FAX 095-842-6740

7. 事故発生時の対応

- ① 事故発生(発見)直後は、救急搬送の要請など、ご利用者の生命・身体の安全を最優先に対応します。
- ② ご利用者の生命・身体の安全を確保したうえで、速やかにご家族に連絡をとり、その時点で明らかになっている範囲で事故の状況をご説明します。
- ③ ご利用者やご家族に対し、事故に至る経緯、事故の態様、事故後の経過、事故の原因等を整理・分析し、ご説明します。
- ④ 事故の原因に応じて、将来の事故防止策を検討するとともに事故に対しては誠意を持って 対応します。

8. サービス提供における事業者の義務

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、 ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに家族及び関係機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービス提供するにあたって知り得たご契約者又は御家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

9. 運営に関する基準について

提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。